

国道環第83号
令和2年11月25日

北海道開発局長
地方整備局長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省

道 路 局 長

電線敷設工事資金貸付金貸付要綱の改訂について

道路法第37条第1項の規定により指定された道路の区域においては、地上の電線類の撤去及び電線共同溝への電線敷設工事を促進するため、当該敷設工事を行う者において必要となる費用の一部を無利子で貸し付ける地方公共団体に対し、国がその一部を無利子で貸し付ける電線敷設工事資金貸付制度が設けられているところである。

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）が令和2年5月27日に公布され、同年11月25日から施行された。電線共同溝を整備してこれに電線を敷設し、無電柱化を推進することは歩行者の安全かつ円滑な通行の確保及び利便の増進の観点から有効であるため、改正後の道路法（昭和27年法律第180号。）第48条の20第1項又は第3項の規定により指定された歩行者利便増進道路の区域において行われる当該敷設工事についても電線敷設工事資金貸付制度を適用することとし、新たに別添のとおり電線敷設工事資金貸付金貸付要綱を改訂したので遺漏なきよう取り扱われたく通知する。